

令和4年度活動報告

花巻中央地区コミュニティ会議
会長 梅津 紳一郎



新型コロナウイルス感染症の影響が、4年にも及び、コミュニティ行事も思うように進まず、改めて皆様とのコミュニケーションの大切さを実感いたしており、1日も早い終息が望まれます。

令和4年度は、4月8日の桜並木ボンボリ点灯式(桜木町賢治の心象ロード)を本年度も祝賀会なしで行いました。4月26日に、第1回役員会を中央振興センターで開催し、令和4年度総会提出資料の表決を行いました。5月には、通常総会を书面議決で行い各行政区代議員に承認いただきました。

5月20日「市政懇談会」が中央地区を対象にまなび学園で行われ、活弁な懇談会となりました。6月には、各行政区より要望の「まちづくり事業補助金申請」について専門部会を開催し、すべての申請を採択いたしました。その後の役員会で最終決定をし、実施しております。7月8日より、生涯学習事業「ヨーガ教室」を9月12日までの7回講座で行い、おなじく「こどもいけばな教室」を特別講座として11月12日・26日、12月10日の3回講座で行いました。「3B体操教室」は、1月21日に開講式を行い、全7回講座で2月27日に閉講しました。

その他の活動としましては、6月に第2回役員会を開催し「旧まん福跡地」の利用について、7月には市主催のコミュニティ交流会が「なはんプラザ」で開催され、私と両副会長が出席いたしました。10月には「新図書館説明会」など行われ、それぞれに出席しました。

本年度も昨年同様、自主事業を開催できなかつたこと、残念に思います。しかしながら、こうゆう時こそむしろ充電の期間ととらえ今後さらなる「まちづくり」に邁進してまいります。皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。簡単ではありますが令和4年度の活動報告といたします。ありがとうございました。

《花巻市民憲章》

わたくしたちは、花巻市民としての誇りをもち、早池峰の風かおる豊かな自然と文化を大切にし、力を合わせて明るいイーハトーブの実現を目指します。

1. じょうぶなからだをもち
深い知性を育てます
1. すすんで働き豊かなまちをつくります
1. ひととふるさとを愛し
世界への眼を開きます

令和4年度移動図書館車 「ぎんが号」運行日程 3月17日(金)

10:00~10:30	東町公民館前
10:40~11:10	双葉町松庵寺前

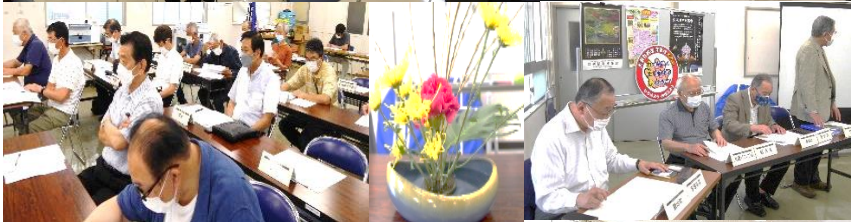


「そうだなはん」は、次の行政区に配布しております。()内は、各行政区世帯数です。

大通り一丁目(154)、大通り二丁目(65)
末広町(73)、桜木町(160)、南川原町(102)
鍛冶町(80)、双葉町(140)、上町(56)
豊沢町(183)、東町(170)、大町(69)
仲町(110)、御田屋町(120)、里川口町(219)
城内(76)、花城町一区(120)
花城町二区(40)、吹張町(98)
計 18 行政区 2, 035 世帯

「そうだなはん」に関するご意見または掲載希望などお寄せください。

コミュニティだより「そうだなはん」
次回発行予定
5月1日



令和5年春の全国火災予防運動がはじまります。

(花巻市消防本部予防課)

毎年3月1日から一週間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

春は空気が乾燥し、風のつよい日が多く、小さな火種から大きな火災になる危険性がありますので、特に警戒が必要な季節となります。

火災の多くは、ちょっとした油断や不注意によって発生しています。火の元・火の取り扱いに十分注意し、使った火は必ず消えるまで見守りましょう。

1. 実施期間

令和5年3月1日(水)から3月7日(火)までの7日間

2. 防火標語(2022年度全国統一標語)

「お出かけはマスク戸締り火の用心」



3. 住宅用火災警報器の設置について

住宅用火災警報器の設置が義務付けられて、10年以上が経過しています。火災の発生をいち早く気づくために「住宅用火災警報器」の設置は有効です。

まだ設置されていない場合は、火災から大切な命を守るため、1日も早く設置しましょう。

また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる事があります。取り付けてから**10年を目安に本体自体の交換**をおすすめします。

4. 住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストープの周りに、燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは、火のそばを離れない
4. コンセントはほこいを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐためには、ストーブやこんろ等は、安全装置の付いた機器を使用する「出火防止」
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する「早期覚知」
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する「延焼拡大防止」
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく「初期消火」
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく「早期避難」
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う「地域の助け合い」



《住宅火災からいのちを守る10のポイントの考え方》

